

京都市中央斎場の 将来のあり方についての提言 (案)

加筆内容の見方

① ○○・・・○○。

⇒ 意見分類番号と該当内容
(内容の訂正なし)

⑪ ○○・・・○○。

⇒ 意見分類番号と市民意見を受け追加
した内容

~~○○・・・○○~~

⇒ 削除した内容

京都市中央斎場のあり方検討委員会

(目 次)

I	はじめに	1
II	各視点からの議論と提言	2
	1 市民サービスに関すること	2
	(1) 現状における課題への対策	2
	(2) 継続的に求められる対策	5
	2 文化慣習に関すること	6
	3 火葬技術に関すること	7
	4 財政・経営に関すること	8
III	おわりに	12
	参考資料	14

I はじめに

火葬場は、故人と遺族とが共に過ごす最後の空間である。

そこは、故人の尊厳を尊び、故人の歩んできた人生を偲び、故人に対して敬虔の情を持って、お別れをする場でもある。

人間の死に対して、火葬に関わるすべての関係者は遺族の気持ちを慮り、誠心誠意遺族に尽くすのである。

死という概念、火葬場という施設、とかく隠された存在であるが、市民の誰しもが一度は利用する施設であり、また、明治30年の伝染病予防法（平成11年に廃止。現在の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」）が制定されて以降、埋葬方法としての火葬は増加し、現在ではほぼ100%の火葬率となっており、衛生環境を保持する観点からも、非常に公共性の高い施設である。

こうした葬祭という文化を支える京都市中央斎場（以下「中央斎場」という。）の現状及び今後のあり方について検討を行うため、平成24年8月から「京都市中央斎場のあり方検討委員会」（以下「検討委員会」という。）において議論を開始した。

京都市内唯一の火葬場である中央斎場については、昭和56年4月の供用開始後30年余りが経過し、設備の経年劣化が進行している。一方、将来の需要予測に基づき想定される火葬件数が増加することやバブル期を経て本格的な低成長期に移行し少子高齢化が進行すること等の社会経済情勢の大きな変容もあり、さまざま課題を抱えている。こうしたことを踏まえ、検討委員会は、冒頭の基本理念を委員共通の認識として議論を行うこととした。

現在、京都市が火葬場の許可を取得している施設は、中央斎場と休止している中央斎場分場（旧蓮華谷火葬場。以下「分場」という。）の2箇所である。大規模災害時の立地上のリスクを分散させるという観点からは、分場の活用は有効な手段の一つであるとの意見が委員から出された。しかし、分場は休止して30年以上が経過し、稼働させるためには多額の経費を要することや周辺環境などから速やかな再整備は困難なため、検討委員会の議論は現在の中央斎場のみでの運営を前提とすることとなった。

検討委員会は、中央斎場の実地視察を含めて、これまで計6回開催した。検討委員会では、中央斎場について、「市民サービスに関すること（施設整備を含む）」、「文化慣習に関すること」、「火葬技術に関すること」、「財政・経営に関すること」の4つの視点から検討が必要であると判断し、議論をしてきた。この議論を踏まえて、検討委員会としての提言をまとめるものである。

Ⅱ 各視点からの議論と提言

1 市民サービスに関すること

(1) 現状における課題への対策

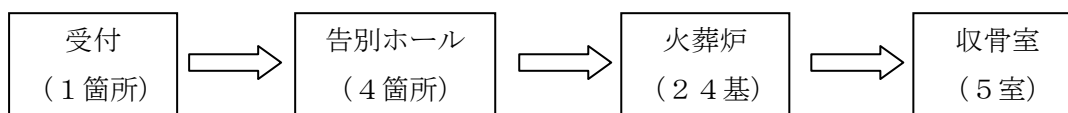
ア 現状

受付については、中央斎場に到着後、受付での申請手続きを終えた順に行っており、事前の予約制は行っていない。受付順の手法は、遺族の希望や都合に対応できるメリットがあるが、時間帯、曜日（六曜）、季節等の様々な要因により、火葬件数は大きく変動しており、中でも友引明けや正午前後などの火葬が集中する時間帯においては、来場者の待ち時間（告別ホールが空くのを待つため供車内で待機する時間）の発生要因となっている。

中央斎場での火葬の流れは、告別ホールでの最後のお別れ、火葬炉での火葬、収骨室でのお骨上げの順番で行われるが、火葬が集中する時間帯においては、5室ある収骨室の処理能力よりも、24基ある火葬炉の処理能力の方が高いために収骨待ち（収骨室が空くのを待つ時間）が生じ、待ち時間（火葬に要する待ち時間に加え、収骨室が空くのを待つ時間）が長くなっている状況にある。

さらに、待ち時間が延びると、待合室の混雑を発生させ、さらには供車内で待つ来場者が出ることもあるなど来場者の快適性が損なわれるという状況が生じている。

<火葬の流れと箇所数>



平成20年度に実施した「京都市中央斎場将来需要予測調査結果」では、火葬件数は、平成43年度から47年度にかけて、現在の1.5倍の1日あたり138件のピークを迎え、その後は徐々に減少傾向にあるという予測結果が出されている（表1）。

また、高齢者や障害のある来場者への配慮として、京都市では平成22年度にエレベーターを設置するなど、これまでから一定のバリアフリー化を進めてきたところである。

（表1）火葬件数の推移予測

年度	項目	年間平均火葬件数 (件)	一日最大火葬件数 (件)	火葬能力を超える日数 (日)
平成23～27		16,600	102	0
平成28～32		18,600	114	0
平成33～37		20,450	125	1
平成38～42		21,750	133	3
平成43～47		22,520	138	4
平成48～52		22,390	137	4
平成53～57		21,570	132	2
平成58～62		20,730	127	1

表中の「火葬能力」は120件/日

イ 検討委員会における議論等

市民サービスの向上に関しては、「待合時間の短縮」、「快適性の向上」及び「バリアフリー化」について議論を行った。ただし、時間短縮がサービスに繋がるという観点だけで効率化を検討することも理解はするが、待合時間は故人を思う時間でもあることから、待ち時間はあってもいいのではないかという意見もあった。

(7) 待合時間の短縮

○ 予約制の導入

予約制の導入により、火葬が集中する時間帯を他の空いている時間帯に分散させることにより、受付時における告別ホール待ち及び収骨待ちの待合時間を短縮する効果が期待できる。

予約制に関しては、京都市が、平成22年に中央斎場を利用する全葬祭業者に対してアンケート調査を実施しており、これによると、「直ちに導入を希望する」割合は低かったものの、今後、平成43年度から平成47年度に予想される火葬件数のピークに向けて、件数が増加していくため、「いずれは予約制の導入が必要となる」を含めると導入に賛成の意見が過半数を占めている。(参考3 参照)

一方で、予約制を導入すると、①遺族の希望や都合に合わせた時間に火葬ができなくなる可能性がある、②指定した時間に来場しない場合や遺体により火葬時間が一定しないことが原因となり次の予約に影響する、③交通事情など不測の事態に備えて予備の火葬炉を設ける必要がある、など市民の利便性や火葬業務の効率性の面で課題がある。

○ 収骨室の増設

検討委員会では、5室ある収骨室の処理能力よりも、24基ある火葬炉の処理能力の方が高いために収骨待ちが生じ、待合時間が長くなっている状況について、実際の事例をもとにシミュレーションも行った。この結果によると、できる限り待合時間を減らすためには、**(3) 収骨室の増設が必要**である。

しかし、火葬件数のピークを見据えて早急に増設しなくてはならないという考え方が一方、増設数については、ピークが過ぎた後は火葬件数が減少することを見据えて、受付時間を延長することと合わせて増設数は必要最小限にするという考え方が議論の論点であった。

(4) 快適性の向上

○ 待合スペースの拡充

京都市では、今年度、火葬のボトルネックとなっている収骨室の増設、待合スペースの拡充に繋げるためのレストラン設置を目的とした「京都市中央斎場の施設拡充に係る基本計画」の検討を設計会社に委託し、技術的な観点からの検討も含めて策定作業を行っている。

検討委員会では、現在の待合室、喫茶室の有効活用の観点から議論をした。

来場者が集中する時間帯においては、待合室が座席に座れないほど混雑することから、**(1) 座席の増設をはじめ**、待合室の施設拡充は必要である。また、待合スペースを確保するため、メニューや提供方法の工夫などにより喫茶室と待合室の仕

切りをなくして、一体的に利用できるようにすることでスペースを確保することができるのではないかとの意見が出された。

○ 座席配置の見直し

また、現在の待合室を有効に活用する観点から、6人単位で向き合うタイプの座席について、親族単位で利用されることが多いため、つめて利用されずに混雑時でも空席が生じる傾向があり、非効率な面があるため、**①**座席の形状や配置を見直し、より多くの人数が座れるようにするなど工夫の余地がある。

さらに、待合スペースを拡充するだけでなく、**①**内装をはじめとしたインテリアに配慮することで来場者の快適性の向上に繋がるという意見が出された。

○ 供車の台数

供車については、一定の台数（3台）内に制限するルールを定め、来場者に協力を依頼しているが、これが守られていない状況も見受けられるため、継続した取組が必要である。

○ 待合時間中の応対等

待合時間の短縮、待合スペースの確保だけでなく、待合時間の過ごし方も快適性に繋がる。遺族へのお声掛けや電光掲示板の活用など来場者へのきめ細かな案内など精神的な負担を軽減することにより快適性が向上するという意見が出された。

(ウ) **バリアフリー化 ② ユニバーサルデザインの推進**

②告別ホールの焼香台が車椅子で焼香できる形式でない、待合室と喫茶室に段差があるなど、改善を要する部分がある。

(エ) **自然豊かな空間の創設**

中央斎場は緑豊かな東山に位置しているが、**①**遺族の方々の心が癒されるような、たとえば四季の移ろいを感じられるような全体空間の創設が必要である。

また、遺族だけでなく、故人を偲んで霊灰碑に多くの参拝者が来場される。故人との思い出の地となるように、記念植樹の寄付を募るなどの制度等を検討し、環境整備に努めるべきである。

ウ 京都市への提言

- 中央斎場は、故人と遺族が共に過ごす最後の場として、職員の接遇も場にふさわしい内容が求められる。職員の言葉遣いや身だしなみ等の接遇のスタンダードレベルの向上を組織的に推進されたい。
- 市民サービスを向上させるうえで、待合時間の短縮は非常に重要なポイントになる。
- 収骨室は、数が少ないために、火葬のボトルネックになり、待合時間が長くなる要因になっている。収骨室については、火葬が集中する時間帯においても、できる限り待合時間が生じない最少限度の必要数を算出し、不足数を**③**増設する必要がある。
- 火葬件数は、平成43年度から平成47年度のピークに向けて増加し、その後、減少していく。収骨室の必要な増設数については、増加への対応と減少した際の対応との両方を視野に入れてバランスをとって判断していく必要がある。

京都市では、平成24年度に、収骨室の増設に向けた「京都市中央斎場の施設拡充に係る基本計画」の検討を設計会社に委託し、技術的な観点からの検討も含めて策定作業をしている。

このため、増設数は、基本計画の内容も踏まえつつ、受付時間の延長、予約制の導入などソフト面での取組の検討も含めて、判断してもらいたい。

- 予約制については、火葬件数のピークに向けた対応として、必要になるが、火葬の効率が悪くなる要素があるため、市民や葬祭業者の理解を得ながら、1時間ごとの枠単位での予約制とするなど具体的な手法について検討する必要がある。また、導入時期についても、火葬件数のピークに向けた増加状況等待合時間の状況を踏まえて判断する必要がある。
- 待合スペースの拡充について、~~座席配置を~~ **① 座席の増設やその形状、配置の見直し**、現在の喫茶スペースの有効活用を含め早急に改善を図る必要がある。また、**①**内装をはじめとしたインテリアに配慮し、来場者の精神的な負担を軽減する取組も進めてもらいたい。
- 待合スペースの拡充に繋げるためのレストランの設置については、検討委員会の意見を踏まえて、施設の特性、遺族への配慮や遺族の要望に沿うよう、現在の喫茶室と合わせた見直しやふさわしいメニューの検討など、総合的に考え取組まれたい。
- **②** 検討委員会の議論において、具体的な内容を取り上げてきたが、~~バリアフリー化~~ **② ユニバーサルデザインの推進**については早期の対策を求めたい。
- **①** 四季折々の息吹が感じられる自然豊かな空間作りや、故人を偲ぶための植樹の寄付を募るなど、全体空間の創造についての取組や制度を検討されたい。

(2) 継続的に求められる対策

ア 現状

現在の中央斎場は、昭和50年11月、斎場建設に関する基本方針が決定され、さらに昭和52年4月21日には、正式に京都市基本計画による斎場建設の承認を受け、総工費34億200万円（昭和51年度から昭和55年度の5か年計画）をかけて、昭和56年3月21日に完成し、同年4月1日から業務を開始しており、開設後30年以上が経過している。

イ 検討委員会における議論等

施設整備及び災害等緊急時の備えについて、議論を行った。

(7) 施設整備

開設から30年以上経過しており、施設を良好な状態に維持していくためには、日常的な施設全体のメンテナンスに加えて、定期的に耐火煉瓦の積み替えや火葬炉制御システムの機器更新などの大規模改修が必要になる。

火葬炉に関しては、京都市では、補強した煉瓦等を耐火材として使用しており、通常の耐火材よりも長期間使用できるようにするなどできる限り効率化に努めている。

それでも10年毎に積み替えが必要であり、今後、火葬件数がピーク時に向けて増加していくことを踏まえると、改修する時期を前倒しする必要が生じることも想定される。早期の機器も含めた大規模改修はもとより、その後も継続的な大規模な改修が必要であると考えられる。とりわけ火葬に直接関わるものについては、市内で唯一の火葬場であることも踏まえて必要な予算を確実に確保し、計画的に改修する必要がある。

(イ) 災害等緊急時の備え

中央斎場は市内唯一の火葬場であることを踏まえ、非常用自家発電装置が、確実に稼動するよう日常から備えておく等災害等緊急時の備えを十分に行う必要があると同時に、近隣市町村、(5) 他都市との連携も検討していく必要がある。

ウ 京都市への提言

- 火葬施設は、その利用状況や施設の性質から市民にはなくてはならない施設であり、火葬件数が、ピークに向けて増加していくことも踏まえ、(4) 火葬炉の耐火煉瓦の積み替え、火葬炉制御システムの機器更新など大規模改修を計画的に実行し、市民サービスに影響しないよう、安定的な火葬実施を図る必要がある。
- (5) 今後起こりうる大規模災害のみならず、日常起こりうる不測の事態に備えた体制は必要である。非常時の電源の確保などによる火葬業務の中断回避に今後とも努められたい。
- 平成24年夏の計画停電の際に葬祭業者に対して実施された素早い周知徹底の取組などの危機管理に対する意識は維持されたい。
- 中央斎場は市内唯一の火葬場であることを踏まえ、様々なリスクを検討し、(5) 他都市との連携等の対策を講じていくことが重要である。

2 文化慣習に関すること

(1) 現状

中央斎場では、古くから京都仏教会の協力を得て棺前勤行をする僧がいない場合、御遺族からの御要望があれば中央斎場に常駐する僧が最後のお別れの際の読経を行うという「参勤僧」という制度がある。

また、関西地方の収骨の作法である部分収骨により、お骨上げされなかった焼骨灰については、土に還すという慣習に従い斎場内の「聖土槽」と呼ばれる収納槽に安置されている。

(2) 検討委員会における議論等

これらは、京都の歴史ある風土から独自に生まれたものである。

(3) 京都市への提言

- こうした京都の文化的な風土が独自に生んだ慣習は、中央斎場に来場される遺族の高

- い満足に繋がるものであり、今後も、こうした取組が継続されていくことが望まれる。
- 現在の聖土槽は、今後10年程度で満杯になる見込みであり、今後も維持管理を継続していく上で環境整備や聖土槽のあり方等について、検討する必要がある。

3 火葬技術に関すること

(1) 現状

中央斎場の火葬方法は、ロストル式である。ロストル式は、全国的に設置数が少ないが、台車式と比較すると、火葬炉の稼働率が非常に高く、職員の火葬技術が求められるという特徴がある。

(表2) ロストル式と台車式火葬炉の特徴等

	ロストル式	台車式
火葬方法	○棺を格子状の台(ロストル)の上に載せ火葬	○棺を台車に載せたまま火葬 ○台車の上四隅に煉瓦・鋳物を設置し、その上に棺を乗せ火葬
連続火葬	○可能(5回転/日を想定)	○不可能(2~3回転/日)
火葬時間	○短い(50~90分)	○長い(約120分)
短所	○格子状の台があるため、遺品の金具等が引っかかることがある。 ○メンテナンス時、炉内構造が▽形状のため、炉内での作業が難しい。 ○火葬炉の連続稼働に対応できる特殊耐火煉瓦に費用がかかる。	○1基平均で2回転/日しか火葬できないため、多くの炉数が必要となる。 ○火葬終了後、台車のまま取骨するため30分程度の冷却時間が必要となる。

(2) 検討委員会における議論等

中央斎場の火葬業務を知るために現地視察を行った。そこでは、これまで技術伝承がしっかりと行われ、職員の高い意識と技術に支えられて、現在、火葬業務が円滑に行われていることが分かった。

ロストル式は、台車式と比較して、稼働の効率が高く、火葬時間が短く済むが、お骨をきれいに残すための火力調節など、御遺体の状態に応じて火葬していく必要があり、高い技術力が求められる。

中央斎場の職員は、技術伝承がしっかりと行われており、高い技術力を有している。このような技能は、体験や感覚的要素に基づくものではあるが、後世に残すために、分析のうえ明確化、文書化したものが必要になる。また、京都市として取り組むことは難しいかもしれないが、技術認証制度(マイスター制)を導入するに値するとの意見もあり、業務への意識も含めて高く評価するものである。

今後、ピークに向けて増え続ける火葬件数に中央斎場が的確に対応し、安定した火葬業務を行うためには、稼働の効率が高く、火葬時間が短く済む、ロストル式が良いと考える。

<ロストル式に求められる技術>

- ① 火葬設備の制御能力などを熟知したうえで、火葬の状況を見ながらバーナー角度の調整や火力を調節することにより、お骨をきれいに残すとともに胎児の弱いお骨などがなくなってしまわない火葬を行う。
- ② 炉内構造は向流式であり、気体に含まれる有害物質（六価クロム、ダイオキシン等）をより多く除去できるが、除去する過程を機械制御で行うとお骨が消滅するため、目視を行い補助バーナーの活用などによりお骨を残すとともに有害物質をより多く除去する作業を行う。

(3) 京都市への提言

- 高い火葬技術は、遺族に対しての慮る気持ちや誠心誠意尽くす精神とともに、先輩職員から教えられて習得し、後輩職員へと伝承されてきたものであり、現在も研修やミーティング、日々の火葬において着実に伝えられている。京都市が他都市と比べて極めて高い火葬件数をこなしているのは、ロストル式を採用していることとその処理能力を最大限に活用できる職員の高い技術力と意識があるためである。これは、現地視察を行い、委員全員が強く認識したところである。

従って、技術伝承が確実に行われており、現在の職員が有する高い技術を今後とも中央斎場において活用する必要があると考える。

- ⑥ 今後の伝承のためにも、このような技能は体験や感覚的要素の部分も含めて明確化、文書化することが望ましい。
- 今後訪れるピークに向けた火葬件数の増加への対応を含めて、ロストル式火葬炉を引き続き活用することが必要であると考え。

4 財政・経営に関すること

(1) 現状

中央斎場の収支については、火葬使用料の収入と人件費や光熱水費等の事業費・運営費の支出を比べると収入が支出を上回っている状況にある。

一方で、施設の建設、火葬炉の改修等設備投資に係る支出については、多額の経費を要している現状があるため、減価償却も含めた収支状況をみた場合、支出が収入を上回っている状況にある。（表3 詳細は「別表2 収支・損益のシミュレーション」参照）

(表3) 収支・損益の3年間推移

(単位 千円)

区 分	平成22年度決算	平成23年度決算	平成24年度予算
収 入	360,875	376,561	396,602
支 出	338,079	359,320	372,978
人件費	156,507	163,143	167,732
事業費・運営費	181,572	196,177	205,246
事務事業評価での収支	22,796	17,240	23,624
減価償却費	78,819	115,069	115,069
建築費	42,394	42,394	42,394
設備投資	36,425	72,675	72,675
企業会計に準じた損益	△56,023	△97,829	△91,445

人件費は「京都市事務事業評価」から、減価償却費は独自に算定した。

(2) 検討委員会における議論等

中央斎場の収支は、利用者からの火葬使用料の収入と人件費等の事業費・運営費の支出とを比べると収入が支出を上回る黒字経営である。これは日々の運営努力によるところが大きく、効率的に施設運営がなされてきた成果ともいえる。施設整備に投入した税の負担軽減に寄与していると考えられることができる。しかし、今後、火葬炉の改修等の設備投資に係る経費が増えていくなかで、収入を上回る支出については、税金の投入や使用料の値上げなど市民の負担を求めることになる。

中央斎場の将来の需要予測によると、火葬件数は平成43年度から平成47年度のピークに向けて、現在の1.5倍にまで増加するため、火葬炉の改修時期を早める必要が生じる可能性があるなど設備投資に係る経費がさらに増える要素がある。

次世代への負担を考えると、必要な設備投資を行うためにも運営について、火葬件数のピークに円滑に対応できるよう、(7) 市民サービスを維持しつつ経費面に配慮した取組を早急に進める必要がある。

検討委員会では、今後、経費面に配慮しつつより良い運営を行っていくため、受付業務を行う受付部門と火葬業務を行う火葬部門の業務内容に分け、他都市の多くが民間を活用している現状を踏まえ、直営、民間を活用（直営以外）して実施する場合のメリット、デメリットについて議論をした。

ア 体制と責任の所在

両部門に共通する意見としては、直営については、災害等緊急時の対応に安心感がある。

一方、民間の活用については、時間帯、曜日（六曜）、季節等により、日・週・月・年単位でそれぞれ火葬件数の多寡があるなかで、火葬件数に応じて必要な体制を柔軟に確保することができる。

また、民間の活用に向け検討すべき課題としては、①実施責任の所在が不明確にならないか、②災害等緊急時の対応に不安がある、③現状で特段の支障が生じているわけではないのに、民間を活用して今以上のサービスの質が確保できるのか、④受付部門と火葬部門のどちらか一方に民間を活用した場合、一方の直営の部門とうまく連携ができるのか、な

どの意見があった。

イ 部門別の検討

受付部門では、現在、職員は概ね2年から5年で異動するが、中央斎場では、遺族に対する固有の接遇が必要なため、ノウハウがある業者に委託することで、市民サービスを安定的に確保することが期待できる。現行の受付業務にとどまらず他の政令指定都市が行っている予約制の導入など新たな取組にも対応しやすい、という意見があった。

火葬部門では、技術を要するロストル式の火葬炉を高回転で稼働させることができる現在配置されている職員は、業務への意識が高く、技術の伝承がしっかりと行われており、その高い技術を活用すべきである、という意見が出された。

ウ 民間を活用する場合の対応策

民間を活用する場合の対応策については、中央斎場における火葬の実施主体（責任の所在）は、直営、非直営に関わらず京都市であり、民間を活用した場合でも業者への管理監督、指導を行い、市民サービスの確保を行うべきである。業者の選定については、プロポーザル方式により、災害等緊急時の対応、サービスの質の確保、個人情報適切な保護など様々な内容に対応できるかを見たうえで選定する手法がある。また、技術伝承が大きな課題になる火葬部門については、京都市において、採用が凍結されている中で、職員を補充できず民間の力を活用するとした場合でも、現在の職員が業者に対して指導的な役割を果たしつつ、技術伝承を着実にを行い、事業者がしっかりと火葬業務ができるようにしていく手法がある、など一定の対応策も示された。

(3) 京都市への提言

- 今後の火葬件数の増加に伴い収入の増加も見込めるものの、火葬炉の改修など設備投資に係る経費が増えていくなかで、将来にわたり税金の投入や使用料の値上げなど市民の負担が増えると予想される。

さらに、火葬件数は、平成43年度から平成47年度のピークに向けて、現在の1.5倍にまで増加し、火葬炉の改修時期を早める必要があるなど設備投資に係る経費がさらに増える要素がある。また、火葬件数のピークを円滑に対応していくための予約制の導入等(7)必要な体制をとることも必要である。

次世代への負担を考えると、必要な設備投資を行うためにも運営面について、火葬件数のピークを円滑に対応できるよう(7)市民サービスを維持しつつ経費面に配慮した取組を早急に進める必要がある。

- (7)中央斎場については、今後も京都市が直営、民間の活用に関わらず、その実施主体として責任を担い適正な管理・運営に努められたい。
- 運営において、経費面に配慮しつつ火葬件数のピークを円滑に対応していくためには、①火葬件数の多寡に応じた柔軟な体制が確保しやすい、②予約制の導入など新たな取組に対応しやすい、③プロポーザル方式により業者から様々な事業提案を受けて運営ができる、など(7)民間のメリットを活用することを検討されたい。
- 民間の活用については、経費面や市民サービスの維持向上について、メリット、デメリットを含めて、十分に検討のうえ判断されたい。

加えて、各部門について、受付部門では、しっかりとした研修体制が確保されているなど接遇のノウハウがある業者とすることを考慮されたい。(7)火葬部門では、現在配置されている職員の高い技術を有効に活用しつつ、民間を活用するとした場合でも、技術伝承が着実に行われるよう考慮されたい。

Ⅲ おわりに

人間の死に関することをタブーとしない諸外国では、死や葬送が学問として成立していることから明らかなように、一人ひとりが避けることのできない人生の一部として認識されている。しかし、人生の一部であることは、京都市民、あるいは国民にもあてはまることであるが、死を自分や家族の問題として真摯にとらえ、いかにしてその課題に向き合い、考えることは、難しい問題である。時には合理性が求められ、時には学術的に位置づけることに腐心することになるのではないかと考えられる。

一方、日本における死は、隠され忌み嫌われる出来事とされてきた。そのため死に伴う遺体に対しては、宗教的分野を除き学術的検証や意義付けは、十分にはなされてこなかったし、法整備についても立ち遅れているといえる。

しかし、日本人が、人間の死に尊厳を与えることを疎かにしてきたというわけではない。宗教を受け入れ、死後の世界を論じてきたはずの日本の文化には、個々の死という概念が欠落していなかったと考えられる。

また、少子高齢・人口減少の進行・ライフスタイルの変化等の社会情勢の変化に伴い、日本人の死に対する概念が少しずつ変わろうとしている時である。だからこそ、死を真正面からとらえた研究が日本でも積極的に行われることが望まれる。

その意味において、今般、京都市中央斎場のあり方検討委員会が立ち上げられたことは大きな意義を持つものであると考えられる。火葬場の将来のあり方を公開の場で議論したことはもちろんのこと、さらに配布された資料の多くはかつてないくらいに火葬場の実態をつまびらかにする内容であったことは、京都市の決断も含めて本委員会の大きな功績のひとつであろうと考える。

今後、死を語るものが文化的指標の高さとして認知されるのであれば、この検討委員会の設置意義は大きなものであったと思うのと同時に、私たちがまとめた「京都市中央斎場の将来のあり方についての提言」は、中央斎場に日本の火葬業務のリーダー的役割を担う先駆的役割を果たしてもらうことを望んでいるものに他ならない。

京都の火葬の歴史をさかのぼると、平安時代には鳥辺野、化野、蓮台野の三大葬送の地があったとの記録が残されており、このうち、鳥辺野界限は東山三十六峰の一つである阿弥陀ヶ峰の麓に位置し、冥土への入り口になっていると言い伝えられてきた。明治の初期に東西本願寺が信徒や市民からの要望を受けて建設した斎場を昭和初期に京都市が引き継いだ現在の中央斎場はまさしくそこに位置し、脈々と京都の葬送の歴史を今も受け継いでいる。

京都市民は今も葬送においても永い歴史の流れの中に身を委ねているという大前提のもと、今回のあり方の検討と提言をまとめる責任の重大さを常に痛感していた。

これまでの6回の検討委員会の場で議論したこと、その中で提言としてまとめたこと等の

様々な課題に積極的に取り組むことが、火葬は直接間接を問わずに市民一人ひとりの尊厳に関わる大切な儀式として認識されるものであるということを、多くの市民に知らしめることに他ならないと強く感じるところであり、京都市中央斎場あり方検討委員会の総意として、そうなることを切望して提言の結びの言葉としたい。

(参考)

1 京都市の斎場の歴史

中央斎場の前身である旧京都市花山火葬場は、明治11年、東本願寺と西本願寺（以下「東西両本願寺」という。）が創設経営していたものを、昭和6年4月に京都市が宇治郡山科町を編入すると同時に譲渡を受け、全面改築の後、昭和7年から運営をしてきた。京都市の斎場の歴史は東西両本願寺の火葬場から始まったものであり、日本仏教の聖地として多くの総本山、大本山及び名刹があり、檀信徒との結び付きが強い他都市に類をみない京都特有の文化的背景によるものであると考えられる。

その後、昭和53年7月に除去されるまでの40有余年間、長期の使用により炉体の老朽化は甚だしく、これ以上の使用に耐えがたい状況やさらに老朽かつ狭小となって満足に使用できなくなっていた状況のもとで、周囲の静かで緑豊かな環境を生かし、又、荘厳さを保ちながら、市民の葬送の場にふさわしいものへと改善を図るための改築の気運が生まれた。

2 施設の概要

前項のような経過の中で、昭和50年11月には斎場建設に関する基本方針が決定され、さらに昭和52年4月21日には、正式に京都都市計画による斎場の建設の承認を受け、総工費34億200万円（昭和51年度から昭和55年度の5か年計画）をかけて昭和56年3月21日に完成し、同年4月1日から業務を開始した。（所在地や敷地面積等については、表4のとおり。）

(表4) 京都市中央斎場の概要

1	所在地	京都市山科区上花山旭山町19番地の3外		
2	敷地面積	31,560㎡		
3	建築年次	昭和56年3月竣工		
4	建設事業費	34億200万円		
5	職員	20人（衛生業務15人、事務3人、機械1人、嘱託1人） 担当課長1人、担当課長補佐1人、主席衛生業務員3人、係員15人		
6	施設利用時間	(1) 開場時間 午前8時30分～午後5時15分 (2) 受付時間 午前10時～午後4時30分 (12月31日は午後6時まで受付時間を延長)		
7	建築規模	(1) 本館<炉棟> R C造2階建 延床面積 3,631.8㎡ (2) 別館<管理棟> R C造2階建 延床面積 1,564.7㎡ (3) 第二別館<付属炉棟> R C造平屋建 延床面積 302.1㎡ (4) 渡り廊下棟 鉄骨造平屋建 延床面積 222.1㎡ (5) エレベーター棟 R C造2階建 延床面積 44.3㎡ 計 5,765.0㎡		

8 施設内容						
(1) 本館	火葬炉24基，告別ホール4室，炉前ホール4室，収骨室5室，再燃焼室，コントロール室等					
(2) 別館	事務室，待合室（304人収容），喫茶室（74人収容），会議室等					
(3) 第二別館	火葬（胎児）炉1基，動物炉2基，告別ホール1室，機械室等					
(4) 駐車場	120台収容（4,500㎡）					
9 火葬能力						
(1) 火葬方式	ロストル式					
(2) 想定能力	1日最大	120件（24基×5回転）				
	年間最大	約40,000件（120件×328日）				
(3) これまでの最大火葬件数	1日	97件（平成19年1月3日）				
10 過去5年間の利用実績						
年度	大 人		計	小 人	胎 児	合 計
	市 内	市 外				
19	12,574	1,981	14,555	54	326	14,935
20	12,616	1,952	14,568	54	342	14,964
21	12,582	1,739	14,321	41	289	14,651
22	13,178	1,736	14,914	50	338	15,302
23	13,754	1,835	15,589	44	309	15,942

3 平成22年に実施した予約制導入に関する葬祭業者アンケート結果

- ① 発送数 67業者
- ② 回答数 36業者（回答率 53.7%）
- ③ 結果 早期の導入が必要 8業者（回答率 22.2%）
将来的には導入には賛成である 14業者（回答率 38.9%）
導入に反対である 14業者（回答率 38.9%）

4 他都市の状況

政令指定都市に限ると，すべての都市が火葬場を設置しているが，京都市近郊においては，宇治市や亀岡市，大津市を除いて火葬場を設置している市町村はなく，また，その中においても，火葬炉の形態や運営方式等様々な項目において一様であるとはいえない。（政令指定都市及び京都市近郊の火葬場の状況は「別表1 他都市の現状」のとおり。）

(1) 火葬炉の設置数

政令指定都市では，多くが複数箇所の斎場（大阪市5施設，神戸市4施設等）を運営している。

また，火葬炉数を比較すると中央斎場が突出して大規模な施設ではない（名古屋市八事斎場46基，大阪市爪破斎場30基，神戸市鶴越斎場30基等）ことが分かるが，火葬炉方式に着目すると多くの政令指定都市では台車式を取り入れており，ロストル式は中央斎場を含め53施設中5施設と少ない。

(2) 予約制の導入

政令指定都市では、予約制を導入しているところが多い。(現時点では本市の他、札幌市と北九州市が導入していない。)

(3) 運営方式

火葬場の業務は、「受付業務」と「火葬業務」とに大別される。中央斎場の運営は受付業務、火葬業務ともに直営で行っている。

全国の政令指定都市の火葬場運営方式についてみると、直営だけでなく、両部門ともに民間（委託、指定管理、PFI）を活用している状況がある。また、京都市のように火葬場だけでなく、葬儀場を併設しているところもある。

(表5) 全国政令指定都市の火葬場の運営形態の現状（53施設）

	受付業務	火葬業務
直営で運営している火葬場	37	18
非直営で運営している火葬場	16	35
委託	3	20
指定管理	12	14
PFI	1	1

1 他都市の状況

(別表)

(1) 政令指定都市

施設の名称	火葬 炉数 (基)	火葬炉 (人体) 方式	火葬能力 (日最大) (件)	予約制		23年度 火葬件数 (件)	運営形態	
				有無	受付 方法		受付 業務	火葬 業務
京都市中央斎場	25	ロストル	120	無	—	15,942	直営	直営
札幌市里塚斎場	30	台車式	90	無	—	9,117	委託	委託
札幌市山口斎場	29	台車式	87	無	—	7,972	PFI	PFI
仙台市葛岡斎場	20	台車式	48	有	電話	8,948	指定管理	委託
千葉市斎場	16	台車式	36	有	電話等	7,716	指定管理	指定管理
さいたま市大宮聖苑	10	台車式	21	有	電話	4,825	一部委託	委託
さいたま市浦和斎場	10	台車式	21	有	電話	4,610	委託	一部委託
横浜市久保山斎場	12	台車式	上半期 25 下半期 30	有	電話	8,070	直営	委託
横浜市南部斎場	6	台車式	上半期 20 下半期 23	有	電話	5,923	直営	委託
横浜市戸塚斎場	10	ロストル	15	有	電話	4,304	直営	委託
横浜市北部斎場	16	台車式	上半期 25 下半期 31	有	電話	8,268	直営	委託
かわさき南部斎苑	16	台車式	22	有	電話	5,207	指定管理	指定管理
かわさき北部斎苑	12	ロストル	22	有	電話	5,127	指定管理	指定管理
相模原市宮斎場	11	台車式	19	有	電話	5,209	直営 夜委託	委託
新潟市青山斎場	12	台車式	28	有	電話	4,951	指定管理	指定管理
新潟市新津斎場	3	台車式	6	有	電話	744	直営	直営
新潟市白根斎場	4	台車式	8	有	電話	704	指定管理	指定管理
新潟市亀田斎場	3	ロストル	10	有	電話	618	直営	直営
新潟市巻斎場	5	台車式	10	有	電話	631	直営	直営
静岡斎場	12	台車式	26	有	電話	4,738	直営	委託
静岡斎場井川分場	1	台車式	2	有	電話	11	直営	直営
静岡市清水斎場	3	台車式	12	有	電話	2,576	直営	直営
静岡市庵原斎場	6	台車式	6	有	電話	441	直営	直営
浜松市浜松斎場	14	台車式	24	有	電話	5,044	直営	指定管理
浜松市浜北斎場	4	台車式	6	有	電話	997	直営	指定管理
浜松市天竜斎場	3	台車式	4	有	電話	403	直営	委託
浜松市雄踏斎場	3	台車式	5	有	電話	848	直営	指定管理
浜松市三ヶ日斎場	2	台車式	4	有	電話	199	直営	委託
浜松市春野斎場	2	台車式	3	有	電話	96	直営	委託
浜松市佐久間・水窪斎場	2	台車式	2	有	電話	171	直営	委託
名古屋市立八事斎場	46	台車式	92	有	電話等	22,682	直営	直営

大阪市立瓜破斎場	30	台車式	42	有	ネット	11,874	直営	直営
大阪市立北斎場	20	台車式	30	有	ネット	8,910	直営	直営
大阪市立小林斎場	10	台車式	16	有	ネット	4,959	直営	委託
大阪市立鶴見斎場	8	台車式	12	有	ネット	3,690	直営	直営
大阪市立佃斎場	4	台車式	6	有	ネット	1,643	直営	委託
堺市立斎場	17	台車式	28	有	ネット	8,144	直営	委託
神戸市鶴越斎場	30	台車式	60	有	電話	10,196	直営	直営
神戸市甲南斎場	10	台車式	20	有	電話	2,320	直営	直営
神戸市西神斎場	11	台車式	22	有	電話	1,965	直営	直営
神戸市有馬斎場	2	台車式	2	有	電話	206	直営	直営
岡山市東山斎場	20	台車式	60	無	—	5,730	直営	直営
岡山市西大寺斎場	3	台車式	6	有	電話	913	直営	委託
広島市永安館	12	台車式	48	有	電話	7,522	指定管理	指定管理
広島市可部火葬場	2	台車式	8	有	電話	447	指定管理	指定管理
広島市五日市火葬場	4	台車式	16	有	電話等	1,298	指定管理	指定管理
広島市湯来火葬場	2	ロストル	4	有	電話	44	指定管理	指定管理
広島市西風館	10	台車式	40	有	電話等	1,137	指定管理	指定管理
北九州市東部斎場	15	台車式	35	無	—	6,009	直営	直営
北九州市西部斎場	15	台車式	35	無	—	5,213	直営	直営
福岡市葬祭場	25	台車式	48	有	電話	9,008	指定管理	指定管理
熊本市斎場	16	台車式	30	有	電話等	6,166	直営	委託
熊本市植木火葬場	2	台車式	4	有	電話	319	直営	委託

(2) 近隣都市

施設の名称	火葬炉数(基)	火葬炉方式	火葬能力(日最大)(件)	予約制		23年度火葬件数(件)	運営形態	
				有無	受付方法		受付業務	火葬業務
宇治市斎場	8	台車式	14	有	電話	2,986	指定管理	指定管理
亀岡市営火葬場	3	台車式	6	有	電話	846	直営	直営
大津市大津聖苑	7	台車式	10	有	電話	2,107	指定管理	指定管理
大津市志賀聖苑	4	台車式	8	有	電話	691	指定管理	指定管理
奈良市東山霊苑火葬場	8	台車式	8	有	電話窓口	2,674	直営	直営
高槻市立葬祭センター	13	台車式	15	有	電話	3,320	直営	火葬執行は委託 受入収骨は直営
茨木市立斎場	10	台車式	10	無	—	1,995	直営	委託

2 収支・損益のシミュレーション

(単位 千円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
収 入	337,518	360,875	376,561	396,602	398,215	407,029	415,845	424,645	433,514	442,404	450,514	458,714	466,824
中央斎場使用料	312,075	335,537	350,661	371,133	372,746	381,560	390,376	399,176	408,045	416,935	425,045	433,245	441,355
その他使用料	24,892	24,892	24,891	24,963	24,963	24,963	24,963	24,963	24,963	24,963	24,963	24,963	24,963
手数料	58	72	86	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64
諸収入	493	374	923	442	442	442	442	442	442	442	442	442	442
支 出	178,524	181,572	196,177	205,246	212,974	221,849	230,723	239,598	248,472	257,346	265,555	273,764	281,974
光熱水費	90,331	94,981	103,689	109,206	115,885	122,418	128,951	135,484	142,017	148,550	154,593	160,636	166,680
火葬機材, 修繕, 消耗品	22,360	25,121	24,398	30,406	31,425	33,767	36,108	38,450	40,791	43,132	45,298	47,464	49,630
委託料	64,985	60,521	67,269	64,246	64,246	64,246	64,246	64,246	64,246	64,246	64,246	64,246	64,246
その他	848	949	821	1,388	1,418	1,418	1,418	1,418	1,418	1,418	1,418	1,418	1,418
京都市の会計上の収支	158,994	179,303	180,384	191,356	185,241	185,180	185,122	185,047	185,042	185,058	184,959	184,950	184,850
人件費(京都市事務事業 評価での算定)	162,570	156,507	163,143	167,732	167,732	172,271	172,271	172,271	172,271	172,271	172,271	172,271	172,271
受付	40,144	38,965	38,365	38,928	38,928	43,467	43,467	43,467	43,467	43,467	43,467	43,467	43,467
火葬	122,426	117,542	124,778	128,804	128,804	128,804	128,804	128,804	128,804	128,804	128,804	128,804	128,804
京都市事務事業評価で の収支	-3,576	22,796	17,240	23,624	17,509	12,909	12,851	12,776	12,771	12,787	12,688	12,679	12,579
減価償却費	188,486	78,819	115,069	115,069	80,069	175,069	258,389	258,056	258,056	258,056	220,714	220,714	220,714
建築費	42,394	42,394	42,394	42,394	42,394	42,394	50,714	50,714	50,714	50,714	50,714	50,714	50,714
設備投資	146,092	36,425	72,675	72,675	37,675	132,675	207,675	207,342	207,342	207,342	170,000	170,000	170,000
企業会計に準じて算 定した損益	-192,062	-56,023	-97,829	-91,445	-62,560	-162,160	-245,538	-245,280	-245,285	-245,269	-208,026	-208,035	-208,135
【今後予想される 施設整備】	内 容		総額見込	計画年度(仮)	耐用年数	減価償却費							
	収骨室増築等施設整備		416,000	H25~27	50年	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	火葬炉全面改修		1,200,000	H26,27	8年	75,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
	動物炉改修		200,000	H26	10年	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000